

町内一斉清掃の実施について（お願い）

1. 町内一斉清掃で集めたごみは、必ず土のう袋に入れてください。

※土砂を土のう袋に入れる場合、半分以下の量でお願いします。

（袋が破れるため、入れすぎにご注意を。）

※木の枝等の袋に入れることが困難なものは、50cm 以下に切り束ねてください。

（ただし、直径が生木で5 cm以下、乾燥木で10 cm以下のものに限りです。）

※バラ積みの状態で集積されたものは、収集致しかねます。

☆町内清掃で集められたごみの処理は、以下のとおり行っています。

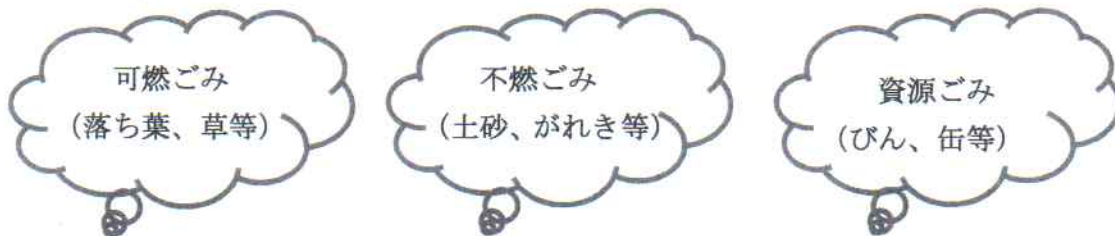
①落ち葉や草、紙くず等の「可燃ごみ」は、中工場（焼却工場）

②土砂、がれき等の「不燃ごみ」は、玖谷埋立地

③びん、缶等の「資源ごみ」は、西部リサイクルプラザ
に搬入しています。

④自転車、バイク、その他「大型ごみ」は原則として収集しません。

※ごみの種類により、搬入施設及び収集車両が異なるため、収集日も異なり、時間がかかる場合があります。



※分別収集の効率化を図るため、分別して集積してください。

2. 町内一斉清掃のごみと家庭ごみの集積場所は分けてください。

（家庭ごみの収集作業に支障が生じる場合があります。）

3. 公園内のごみと公園外のごみは分けて集積してください。

4. 町内一斉清掃を実施されましたら、翌月曜日に西環境事業所にご連絡（実施報告）
ください。

※受付時にお渡ししている地図（A4 版）にごみの集積場所及び袋数を記入していた
だき、西環境事業所に FAX 又は提出していただければ、適正かつ効率的な収集を
行うことができます。

町内会
事務局で
実施報告
しています。

5. 公園や市道上の放置自転車は、西区維持管理課（Tel. 532-0946）にご相談ください。

6. 市営住宅・借家・マンション等の敷地内の放置自転車等は、排出しないでくださ
い。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

西環境事業所 電話(082) 277-6404

FAX (082) 277-6406



家庭ごみの排出方法についてのお願い

- 1 家庭ごみの排出に「土のう袋」の使用は認められていません。
- 2 土のう袋で排出された家庭ごみは、原則、収集場所に残ります。

家庭ごみの排出方法

※土のう袋の使用は認められていません。

No.	ごみの種類	排出方法
1	可燃ごみ	じょうぶな紙袋 ポリ袋
2	ペットボトル	透明のポリ袋 半透明のポリ袋
3	リサイクルプラ	透明のポリ袋 半透明のポリ袋
4	その他プラ	透明のポリ袋 半透明のポリ袋
5	不燃ごみ	じょうぶなポリ袋
6	資源ごみ	ひもで縛る じょうぶな袋
7	有害ごみ	有害と明記したポリ袋
8	大型ごみ	有料予約納付券を貼付

※ 本市が町内会へ配布した土のう袋は、町内清掃等の都市美化ごみの排出に使用するために公費で購入したもので、余った袋は、次回の町内清掃等で使用することとしており、個人が家庭ごみの排出袋として使用することは認められていません。